

上：大岩万燈押し合い  
左：木遣りを響かせ  
帰還する若衆

一人ひとりが主役です

## かめだ祭り'98

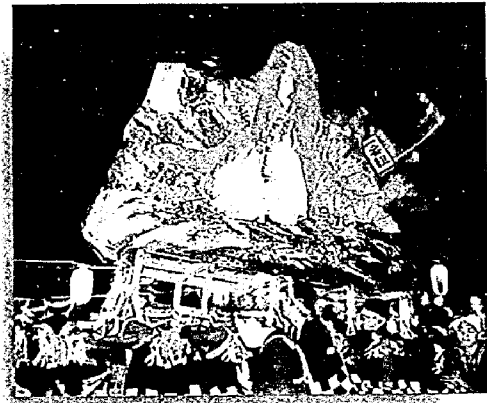
### 激しい押し合い 響き渡る木遣り

8月26日の岩万燈押し合いに向け、今年新たに大岩万燈が製作されました。先代より少し小さくしたと聞きましたが、それでも双方40~50人が必要とされる重量です。

それぞれの岩には赤・白の連獅子が飾り付けられ、押し合う様は激しくまさに勇壮。女性若衆の掛け声でさらに白熱。岩万燈が右に左に揺れ動き、見守る観衆も前後に波打ち大いに盛り上がりました。そして、戦い終えた若衆の顔は晴れ晴れとして、帰還する時の木遣りの節は澄んだ歌声で響き渡りました。

お祭りは、参加者も観衆も一人ひとりが主役だと思いました。

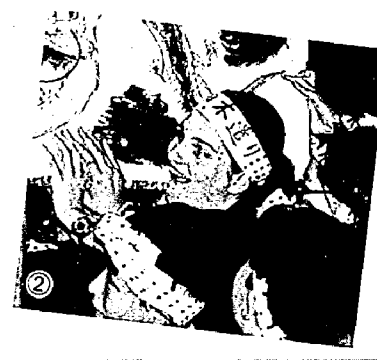
〔かめだ祭り関連記事：2・3ページ〕



大岩万燈押し合い



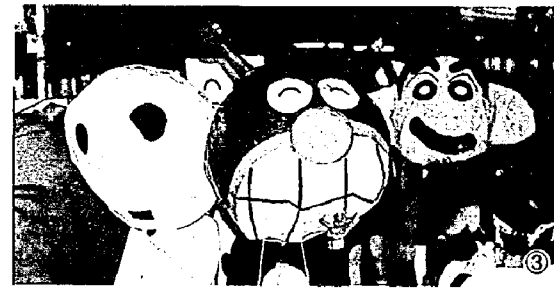
亀田木造



②



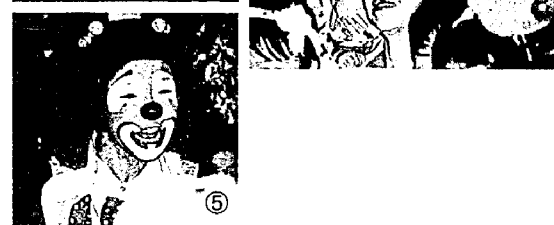
②



③



④



⑤



①



卒業記念にと参加した西小6の4有志



軽妙な笛と太鼓の音色



“お祭り楽しかったね”

- ① “気合い入れるよ〜”
- ② 外国人女性も歓喜
- ③ 亀田甚句クラブの演奏
- ④ 亀田少年野球クラブの木遣り

**かめだ祭り写真展** 期間 9月27日(日)~10月4日(日)  
会場 イベント・ギャラリー商店館(本町2)



左：亀田町ALTジャーメインさん



- ① 亀田甚句流し
- ② お囃子
- ③ 協賛会長賞の亀田製菓チーム
- ④⑤ ストリートパフォーマンス



大切な“係”です



勇壮な劔獅子の舞い



10kg余りもある獅子頭

亀田商工会議所青年部と町名に鶴と亀が付く縁で、平成7年から交流を進める石川県鶴来青年クラブ。かめだ祭りには、特産品の出店などで参加していたのですが、今回はおよそ四百年の歴史を誇る勇壮な劔獅子の舞いで祭りを盛り上げてくれました。

## 石川県鶴来町の劔獅子が友情出演

### 劔獅子の由来

加賀獅子舞いの歴史は、今からおおよそ四百年前(天正十一年)の前田利家公が金沢入城の時に遡り、戦国の兵乱ようやく治まった。徳川幕府に対し武芸養成をはばかる手前、城下をへだてた山間の鶴来の里を選び、武術の練習を獅子舞いにかくわれて積ませ、乱にそなえさせた。

一方、十月二、三、四日の金劔宮の秋祭りには、御輿の露払い役としてお供する傍ら、神賑行列として悪魔を退治する獅子舞いとして現在まで伝えられている。

現在使用している獅子頭は三代目で、初代作品は町の文化財に指定されている。



## かめだ祭り '98

レンズが撮らえた祭りの主役…たち

毎年8月25日・26日に行われる“かめだ祭り”。今年は、甚句流しや岩万燈の押し合いとともに風船を使った奇術をするストリートパフォーマー、石川県鶴来町の獅子舞いなど、大人から子供まで楽しめる催し物で雨を吹き飛ばしました。

25日の甚句流しには、例年より多い1300人余りが参加。試行的に行われた仮装大会では、多くの観客に驚きと笑いをもたらしました。テレビなどでおなじみのキャラクターをどっぴり出だし、協賛会長賞を受賞したのは亀田製菓チーム。来年以降、各団体・個人のさらなるアイデアを期待したいと思います。

また、亀田国際交流協会(KIND)や西中生徒が多数参加してくれるなど浴衣姿の踊り子とともに甚句流しに華を添えました。26日の岩万燈押し合いでも西小6年4組有志が父母らとともに御輿で参加。卒業記念の思い出の一ページになったと喜んでいました。

# 福祉給付金は以下の方に支給されます

1 平成10年8月1日（基準日）において、本年8月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方が対象となります。

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金等
  - ア. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「635」または「265」
  - イ. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」または「062」
- ③遺族基礎年金等
  - ア. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」または「285」
  - イ. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」、「072」、「082」または「102」

- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当（経過措置分）
- ⑨原爆被爆者諸手当  
（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

（例）国民年金証書の基礎年金番号  
（年金コード）

○ ○ ○ ○   ○ ○ ○ ○   ● ● ● ○

（注）⑤の特別児童扶養手当については、手当の制度上の受給者が親または養育者となっていますが、給付金は障害児の方が支給対象となります。

2 上記1の②のイまたは③のイの受給者については、平成10年度分の個人の市区町村民税が課税されなかった方（本人が、他の方の平成10年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成10年度分の市区町村民税が課されなかった場合に限り。）のみが対象となります。

3 上記1に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などには、それぞれの制度から別途同様の措置（生活保護費に1万円を加算して支給するなどの措置）をとることになっていますので、福祉給付金は支給されません。

# 臨時福祉特別給付金が 支給されます

〔平成10年8月1日基準日〕

1

臨時福祉給付金  
（福祉給付金）

支給対象者  
1人につき **1万円**

2

臨時介護福祉金  
（介護福祉金）

支給対象者  
1人につき **3万円**

3

臨時特別給付金  
（特別給付金）

支給対象者  
1人につき **1万円**

平成10年分所得税等の特別減税の追加実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等および高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上、並びに低所得の在宅寝たきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は11月30日までに申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

◇詳しくは、[重田町役場福祉課](#)へ ☎ 831-2111 内線 141・142・143・144

臨時福祉給付金

臨時介護福祉金

臨時特別給付金

の支給を受けるための手続

臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、臨時福祉特別給付金支給申請書に必要事項を記入の上、住所地の市区町村に11月30日までに提出してください。

臨時福祉特別給付金の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に、臨時福祉特別給付金の請求と受領を亀田町長に委任していただきます。申請書提出後、受給資格が認定されますと、亀田町長から直接支給されます。

臨時福祉特別給付金は、市区町村民税の課税状況を確認する必要があります。申請される方は、税務関係当局への照会についての同意書欄の記入、もしくは納税証明書の添付をお願いすることになっていますので、ご協力ください。

## 臨時福祉特別給付金の申請を受け付けます

亀田町では、臨時福祉特別給付金の申請受付を下記のとおり実施します。支給を受けようとする方は内容を確認の上、申請書を提出してください。町では支給対象者と思われる方に、9月21日ころまでに申請書を送付します。申請書が届かない方で該当すると思われる方は、役場福祉課にお問い合わせください。

### 記

- ◆申請受付・申請相談期間 9月17日(木)～11月30日(月) 午前9時～午後4時30分
- ◆申請場所 亀田町役場福祉課 相談室
- ◆持参する物 ・申請書 ・印鑑 ・口座振替申込書 ・本人名義の通帳  
(注) 口座は申請者本人のものに限ります。郵便局の口座や申請者以外の口座には振り込みできません。
- ◆問い合わせ 亀田町役場 福祉課 ☎381-2111 内線 141・142・143・144

## 2

### 介護福祉金は以下の方に支給されます

- 1 基準日において、生活保護を受けている方、あるいは平成10年度分の市区町村民税所得割が課されなかった方（本人が、他の方の平成10年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成10年度分の市区町村民税所得割が課されなかった場合に限ります。）で、次のいずれかに該当する方が対象となります。
  - ①基準日において、平成10年2月1日以前から寝たきりまたは痴呆等の状態にあるため、介護を常時必要としている65歳以上の方（昭和8年8月1日以前に生まれた方）
  - ②本年8月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置分）を受給できる方
- 2 ただし、基準日において、病院、診療所または老人保健施設に平成10年4月30日以前から継続して入院または入所している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方（養護委託をされているお年寄りを含みます。）には、介護福祉金は支給されません。
- 3 介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なって、寝たきりのお年寄りなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同一の方が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも、支給の対象となります。

## 3

### 特別給付金は以下の方に支給されます

- 1 基準日において、65歳以上の方（昭和8年8月1日以前に生まれた方）で、平成10年度分の個人の市区町村民税が課されなかった方（本人が、他の方の平成10年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成10年度分の市区町村民税が課されなかった場合に限ります。）が対象となります。
- 2 上記1に該当する場合でも、福祉給付金の取り扱いと同様に、生活保護を受けている方などには支給されません。
- 3 また、同一の方が、福祉給付金の支給要件に該当する場合には、特別給付金は支給されません。

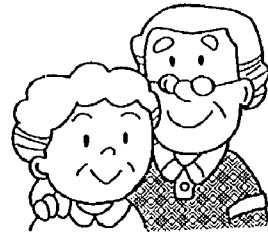
## 国民健康保険からのお知らせ

### ◆退職者医療制度をご存じですか？

長い間、会社などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている70歳未満の国保加入者とその扶養者は「退職者医療制度」で受診することになります。

#### ◆該当する方

- ①国保に加入している方
- ②老人保健の適用を受けていない方
- ③厚生年金や各種共済年金を受けている方で、年金加入期間が20年以上、もしくは40歳以降の年金加入期間が10年以上の方
- ④扶養家族は、退職被保険者本人の配偶者および本人と同世帯で、主として本人の収入によって生計を維持している3親等内の親族の方（所得制限があります）



#### ◆手続き方法

退職者医療制度は、年金の受給資格が発生した日から適用になります。年金証書を受け取ったら、14日以内に届け出てください。

- ◆届け出に必要なもの…保険証、年金証書、印鑑

### お医者さんにかかる時の一部負担金

診察を受けるときは、国民健康保険退職被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。

退職被保険者本人	入院・通院とも <b>2割</b>	扶養家族	入院は医療費の2割 通院は医療費の3割
----------	-------------------	------	------------------------

※入院時の食事代の標準負担額と薬剤費は、別途負担です。

#### ◆特例療養費の支給

退職者医療制度に該当する方で、「年金証書」が届いていないため、やむをえず一般被保険者証で診療を受けた場合は、申請によりあとで差額分（本人は1割、扶養家族は入院のみ1割）が払い戻されます。

### ◆9月1日から保険証が「クリーム色」に変わりました

◇問い合わせ——— 亀田町役場保健課 国民健康保険係 ☎381-2111 内線157・158

「家と土地 暮らしのための 基礎調査」



## 住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、住宅・土地に関する大規模で最も基本的な統計調査です。今回から調査内容を充実し、「住宅・土地統計調査」と名称を変えて実施します。

この調査は、暮らしやすい住宅、ゆとりある生活環境を実現するための住宅建設計画、都市計画、環境整備計画など、国や自治体が国民の住生活に関する施策を進める上での重要な資料となります。

調査は10月1日現在、全国で行われ、亀田町でも約400世帯が対象となっています。調査対象となるお宅には、9月下旬から知事が任命した調査員が調査票を持って伺います。

調査内容は、法律により統計以外の目的に使用することは固く禁じられていますので、安心してご協力ください。



## お年寄りのよろず相談

お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごと、心配ごとの相談を受け付けています。相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

### □よろず相談

相談種別	相談日	相談時間	相談員
よろず相談	毎週月～金曜日	9:00～17:00	センター相談員

### □専門相談（あらかじめ予約が必要です。）

相談種別	相談日	相談時間	相談員
法律	毎週月曜日	13:30～16:00	弁護士
医療	第1水曜日	13:30～15:30	医師
痴呆	第4金曜日		医師(精神科)
公的年金・公的保険	第1火曜日		社会保険労務士
栄養	第3火曜日		栄養士
リハビリ	第3水曜日	10:00～12:00	理学療法士
税金	第2金曜日		税理士
住居	第2・4火曜日	10:00～16:00	1級建築士
健康・介護	毎週火・木曜日		保健婦

※9月の栄養相談、11月の公的年金・公的保険相談はお休みします。

よろず・専門相談の電話番号は ☎285-4165

- ◇日曜・祝日・年末年始は休みます。
- ◇相談内容の秘密は厳守します。
- ◇電話・面接・手紙のいずれでも相談可能です。



## テレホンサービス

中高年の方に役立ついろいろな情報をテレホンサービスでお知らせしています。24時間年中無休です。どうぞご利用ください。

放送期間	内容	放送期間	内容
9月16日～9月30日	遺言状の作成・保管について	1月4日～1月17日	冬の生活で気をつけたいこと
10月1日～10月15日	生涯スポーツのすすめ	1月18日～1月31日	隣接地の境界線を明確にするには
10月16日～10月29日	保証人、連帯保証人をめぐるトラブル	2月1日～2月15日	確定申告について
10月30日～11月15日	自己破産の基礎知識	2月16日～2月28日	目の健康
11月16日～11月30日	尿失禁について	3月1日～3月15日	介護保険制度の概要(その1)
12月1日～12月15日	家庭での入浴のお世話	3月16日～3月31日	介護保険制度の概要(その2)
12月16日～1月3日	常備したい薬とその飲み方		

電話番号は ☎281-5550

〒950-0994

新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階  
新潟県高齢者総合相談センター  
☎285-4165

■相談予約・  
問い合わせは

まだ知らない人に教えよう！  
県高齢者総合相談センターの

よろず・専門相談 &  
テレホンサービス



# 大腸がん検診・子宮頸がん検診が始まります

保健事業年間予定表でご案内のとおり、大腸がん検診は9月28日(月)から町内7会場をまわり4日間、子宮頸がん検診(車・集団)は保健センターにおいて、9月30日(水)・10月1日(木)・26日(月)の3日間行います。

それぞれの検診のご案内などは、検診の申し込みをされた方に、9月16日(水)付けで郵送します。

●問い合わせ：保健センター  
☎381-2111 404

## 第8回「公正週間」 無料相談等を実施

お気軽にご相談ください。  
■開催期間：10月1日(水)～

7日(土・日曜は除く)  
午前9時～午後3時30分  
■会場：新潟公正証人合同  
役場(プラーカ3・4階)

### ■内容

- 遺言公正証書の作成
- 金銭消費貸借、借地借家契約、事業用借地権設定契約に関する公正証書の作成
- 離婚に伴う慰謝料、財産分与、養育費の給付等に関する公正証書の作成
- 会社設立のための定款の認証

その他、公正業務全般にわたる相談  
■問い合わせ：新潟公正証人

合同役場  
☎240-2610  
☎240-2611

## お知らせ

9月23日(水)は祝日ですが、通常どおり古紙の回収を行います。



# 第3回 交通事故防止安全大会を開催します

激増する悲惨な交通死亡事故の絶滅を期し、亀田町各種団体組織が丸となって町民全体に意識の徹底を図ることを目的に、この大会を開催します。

現在、亀田町では、高齢者が関係する交通事故が多発しており、昨年を上回るペースで事故が発生しています。ご来場のみなさんにもれなく粗品を進呈します。ぜひお越しください。

- 開催日…9月22日(火) 午後1時30分～3時30分
- 会場…亀田町町民会館 大ホール
- 内容…大倉修吾さん(新潟放送報道制作局専門局長)によるトークショーおよび講演
- 問い合わせ…役場企画課

☎381-2111 内線231



▶昨年の大会より

# 今月の納税

今月は、固定資産税(第3期)の納期です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。

口座振替に切り替えを希望する方は、口座のある金融機関窓口(町内の金融機関および亀田町内に本店または支店のある新潟市内および横越町内の金融機関)で手続きをしてください。

## ◆住民の動き

## ◆告知板

### ごめいふく

故人	世帯主	住所	区
(8月前半届出)			
津野八重子(84)	辰雄	新明町四	26
伏見良次郎(90)	本人	袋津一	28
枝並 福三(74)	フミ	袋津三	31
小林 トシ(81)	休七	茅野山	42
石澤 澄江(66)	豊子	早通	45
玉井 登(60)	紀子	新明町三	48
田中 政夫(64)	奈田繁子	城山三	49
(8月後半届出)			
渡辺 清次(74)	カツイ	水道町三	34

※掲載を希望しない方は、届出の際に住民課窓口までお申し出ください。

お酒で悩んでいる方 毎週  
お気軽にご相談を 土曜

■時間 午後7時～9時 ■ところ 公民館  
■担当 断酒会会員 ※個人の秘密は厳守します。

行政相談 10月7日(水) 午前9時～正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1) ☎(381)7221 ■相談委員 土橋 稔さん ※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

## 心配ごと相談所 毎週火曜日

■時間 午前9時30分～午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ☎(381)7221 ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。